

日行連発第 249 号
令和 4 年 5 月 27 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経営業務部
部長 水野 晴夫

出入国管理及び難民認定法に係る省令等の一部改正の周知について（周知）

標記の件につきまして、特定技能「祖経済産業分野」、「産業機械製造業分野」及び「電気・電子情報関連産業分野」（現行の製造 3 分野）の制度運用の実態等を踏まえ、これら 3 分野を統合し、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」（新分野）とすることが、令和 4 年 4 月 26 日、閣議決定され、政府基本方針及び分野別運用方針が変更されました。

これを受け、令和 4 年 5 月 25 日付けで製造 3 分野の統合に係る関係省令等が公布・施行されました。これにより、「産業機械製造業」を対象としてなされた在留資格認定証明書の交付停止措置は失効し、従前の製造 3 分野に該当する事業所においては、新分野として特定技能外国人の受入れが可能となりました。また、既に申請されている従前の製造 3 分野における在留資格認定証明書交付申請については、令和 4 年 5 月 25 日以降、新分野の申請があったものとして取り扱われます。

詳細については、下記をご確認いただき、会員への周知をお願いします。

記

1 送付物

官報（第 740 号）

※出入国在留管理庁ホームページも併せてご確認ください。

URL : https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03_00018.html

2 その他

日行連ホームページの会員専用サイトでも周知いたします。

以上